

令和6年度日田市地域おこし協力隊員募集要項

1. 活動概要

- ・大分県日田市の天ヶ瀬温泉街での遊休不動産を活用した起業を目的に、日田市地域おこし協力隊設置要綱の協力隊の活動のうち、空き店舗活用など天ヶ瀬温泉街の活性化に係る活動、地域メディアなどを使った情報発信に係る活動等を行います。
- ・月例ミーティングや総務省及び大分県主催の地域おこし協力隊研修会への参加、活動の計画書や報告書等の書類作成を行います。

2. 応募要件

次の全ての項目に該当する人で、日田市地域おこし協力隊設置要綱で定める解嘱事由に当たらないことが見込める人

(1) 令和6年4月1日時点の年齢が22歳以上50歳未満の人

※在学者は応募できません。

(2) 3大都市圏内(※1)の都市地域又は地方都市(条件不利地域(※2)を除く)にお住まいで、活動期間中、日田市に住民票を異動することができる人(Uターン可)

※「地域おこし協力隊員」であった人(同一地域における活動2年以上、かつ解職1年以内)で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させた人は含むものとする。

(3) 心身がともに健康で、かつ、誠実に協力隊の活動に取り組める人

(4) パソコンの一般的な操作(ワード・エクセル・パワーポイント、電子メール・SNS等)ができる人

(5) 活動に使用できる車両及び普通自動車運転免許を持ち、実際の運転経験が1年以上ある人

※3大都市圏内とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県

※条件不利地域とは

次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村です。なお、条件不利地域を有する市町村であっても、区域によっては対象となる場合もありますので、具体的な都市名等、不明な点はお問合せください。

①過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む) ②山村振興法

③離島振興法 ④半島振興法 ⑤奄美群島振興開発特別措置法

⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法

3. 募集人数 1人

4. 勤務地 大分県日田市天瀬町

※天瀬振興局天ヶ瀬温泉街復旧・復興係内のデスクなど必要に応じて指定して活動してもらいます。

5. 勤務時間

・1か月当たり150時間

・1日の勤務時間の目安:7時間30分

・週の勤務時間の目安：7時間30分×5日＝37.5時間

※1か月当たりの活動時間が150時間を超えた場合は、翌月以降に振り替えて調整します。

6. 勤務条件等

・雇用形態 日田市長が地域おこし協力隊員として委嘱します。(日田市との雇用関係はありません)

※市職員として採用するものではありません。

・活動期間 初年度は委嘱した日から令和7年3月31日までとします。ただし、委嘱した日から最長で3年まで延長することができます。

7. 報償、待遇等

(1)報償 月額 180,000円(賞与、退職金はありません)

※1か月当たりの活動時間が150時間に満たない場合は、1時間あたり1,200円を減額します。

(2)住居 住居を借りる場合には、賃借料を予算の範囲内で市が負担します。(転居にかかる費用、光熱水費、自治会費等は全額本人負担とします)

(3)活動車両 車両に係る経費は、予算の範囲内で市が負担します。

(4)保険・年金 社会保険や雇用保険には加入しません。各自で国民健康保険、国民年金に加入することとし、その経費は本人負担とします。なお、活動中の傷害保険等には必ず加入することとし、その経費は活動経費から支出することができます。

(5)その他

・活動に必要な経費については、予算の範囲内で市が負担します。

・生活に必要な経費は本人負担となります。

・活動について、疑義や問題が発生した場合は、協力隊員、関係部署、地域振興課等の関係者で協議して対応します。

8. 応募方法

(1)申込期限 定員になり次第、募集を終了します。

(2)応募手続

①日田市地域おこし協力隊員応募用紙(レポートには応募した理由や抱負をお書きください)

②住民票の写し

(3)提出先(郵送で提出してください)

〒877-8601 日田市地域振興課(件名：日田市地域おこし協力隊応募)

※ご提出いただいた個人情報は、地域おこし協力隊員の選考にのみ使用します。

9. 審査方法

(1)第1次審査(書類審査) 審査結果を文書で郵送します。

(2)オンライン又は現地での説明

(3)第2次審査(面接) 第1次審査合格者を対象に面接を行います。なお、第2次選考に係る現地までの交通費等は応募者の個人負担となります。

10. その他

・募集に関するお問い合わせは、電話又はメールでお願いします。

・ご応募又はご質問いただいた内容について、担当から連絡させていただくことがあります

ので、あらかじめご了承ください。

・日田市の各種情報については、日田市ホームページ
(<https://www.city.hita.oita.jp/>)をご参照ください。

〈問合せ先〉

日田市地域振興部地域振興課地域活動支援係(電話:0973-22-8356)

e-mail:machidukuri@city.hita.lg.jp